

佐賀県規則第23号

佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（令和2年佐賀県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(立入検査等の身分証明書)</p> <p>第19条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、<u>様式第15号によるものとする。</u></p>	<p>(立入検査等の身分証明書)</p> <p>第19条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、<u>環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）の別記様式により作成するものとする。</u></p>

様式第1号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第3号（第8条、第10条、第18条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名 <u>㊟</u></p> <p>略</p>	<p>様式第3号（第8条、第10条、第18条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>略</p> <p><u>備考 1 氏名は本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。</u></p> <p><u>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>

様式第4号から様式第8号まで及び様式第11号から様式第14号までの規定中「㊟」を削る。

様式第15号を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。